

人間ドックの予約



昨年の結果を踏まえ、暑い時期に入る前に人間ドックを受けることを検討していましたが、そのことを忘れることなく無事に6月下旬に予約をすることができました。

あとは当日まで黙々とジョギングをしていこうと思います。

さて、ジョギングの仕方についてですが、今までは苦しすぎず楽すぎずというペースで走ることが多かったのですが、最近是有酸素運動を意識して、なるべくゆっくり走り、心拍数を上げないように心がけています。この方が脂肪が燃焼するようです。すごく単調で飽きてしまいますが、しばらくはこの方法を続けてみようと思います。

当日までに3kg減量することが目標です。

刑事事件の判決

裁判所は、有罪のときは「被告人を懲役〇年に処する」と言渡し、無罪のときは「被告人は無罪」と言い渡します。

「被告人」の後が「を」か「は」で、その先に続く言葉が推測できます。なので、無罪を争っている事件で「被告人は」と言われると、すごくテンションがあがります。法廷もののテレビドラマ等を見ても同様にテンションがあがります。

クーリングオフ

訪問販売や電話勧誘で商品やサービス提供の契約をした場合、申込書や契約書の作成日から8日以内であれば、申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

申込書や契約書には所定の内容が記載されている必要があり、業者側がそれらの一部が欠落した書面を交付してしまうと、いつまで経っても8日間のカウントダウンがスタートしません。そのような場合、消費者側としては、申込書等の作成日から8日以上経過した後もクーリングオフの主張ができるので非常に有利です。これに対し、業者側は、いつまでもクーリングオフを主張されてしまうかもしれない非常に不安定な立場に立たされてしまいます。

ですので、業者側としては、所定の内容が盛り込まれた書面となっているかどうかをきちんと確認しておく必要があります。判断が難しいようであれば、弁護士に確認しておいた方が無難です。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

真鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設